

令和5年7月20日

令和5年7月18日

自動車局貨物課

## 「トラックGメン」の創設について

## ～ 全国162名の体制で荷主・元請事業者への監視を強化 ～

2023年6月2日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、発荷主企業のみならず、着荷主企業も含め、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するため、2023年7月21日（金）に「トラックGメン」を創設し、緊急に体制を整備するとともに、当該「トラックGメン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、実効性を確保します。

- トラックドライバーは、他産業と比較して労働時間が長く、低賃金にあることから、担い手不足が課題。
- 荷主企業・元請事業者の理解と協力の下、荷待ち時間の削減や適正な運賃の収受等により、トラックドライバーの労働条件を改善することが急務。
- 国土交通省では、適正な取引を阻害する行為を是正するため、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等を実施してきたが、依然として荷主等に起因する長時間の荷待ちや、運賃・料金等の不当な据え置き等が十分に解消されていない。
- このため、2023年7月21日に「トラックGメン」を創設。当該「トラックGメン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、実効性を確保。
- 「トラックGメン」の創設に当たっては、国土交通省の既定定員82人の既存リソースを最大限活用するとともに、新たに80人を緊急に増員し、合計162名の体制により業務を遂行。

※ なお、以下の日程で「トラックGメン」に対する辞令交付式を行いますので、撮影を希望される報道機関の方は、以下のアドレスまでお申し込み下さい。

日時：2023年7月21日（金）午前11時45分

場所：国土交通省1-1階特別会議室 **国土交通省低層棟共用会議室3B** ※会場を再変更しました。

申込先：hqt-truk-gmen\_atmark\_gxb.mlit.go.jp（※\_atmark\_を@に置き換えて送信して下さい）

【問い合わせ先】国土交通省自動車局

貨物課 運崎・宮屋敷

代表：03-5253-8111（内線 41302,41332）

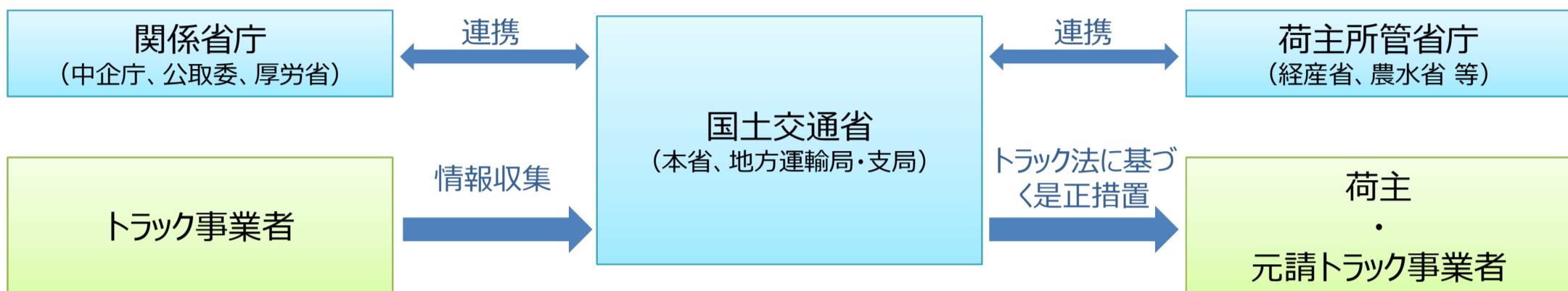
直通：03-5253-8575

# トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化

- ▶ **トラックドライバーは、労働時間が長く、低賃金にあることから、担い手不足が喫緊の課題。**
- ▶ 働き方改革の一環として、2024年4月からドライバーに**時間外労働の上限規制（年960時間）**が適用されるが、これによる**物流への影響が懸念（「2024年問題」）**。
- ▶ 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」**等による**是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、**強力な対応が必要**。
- ▶ このため、新たに**「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに。**

⇒ **令和5年7月21日（予定）、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置**

※緊急増員80名（本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）



## トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し  
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」  
制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

## 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(議員立法)の概要(令和5年法律第62号)

### 改正の目的

【成立：令和5年6月14日、公布・施行：令和5年6月16日】

- 令和6年4月からの時間外労働の上限規制を見据え、平成30年の議員立法において時限措置として、「**標準的な運賃**」と「**荷主対策の深度化**」の制度を創設
- 一方、新型コロナウイルスや原油価格高騰などの影響を受け、トラック事業者の経営状況はいっそう厳しさを増しており、荷待ち時間の削減や適正な運賃の收受等により、**労働条件を改善し、担い手を確保するための取組は道半ば**
- 働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため、「標準的な運賃」や「働きかけ」等の制度を**継続的に運用することが必要**

### 改正の概要

#### 現行 【時間外労働規制が適用される(令和6年3月)までの時限措置】

#### 荷主対策の深度化

トラック事業者の法令遵守に係る**国土交通大臣による荷主への働きかけや要請**等の規定

違反原因行為を荷主がしている  
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること  
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善  
されない場合

働きかけ

要請

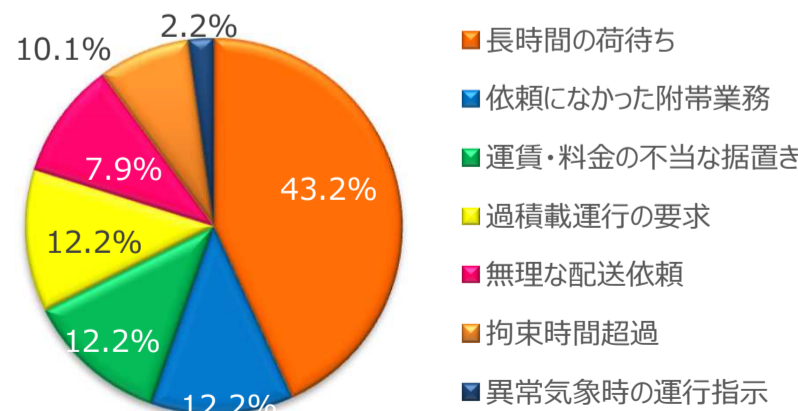
勧告・公表

#### 標準的な運賃

運転者の労働条件を改善し、**持続的に事業を運営**するための参考指標としての

「標準的な運賃」制度(令和2年4月告示) ⇒ セミナーや各種協議会による周知・浸透

#### 違反原因行為の割合



#### 「働きかけ」等の実施件数

**要請：4件 働きかけ：82件**

※令和元年7月～令和5年5月末までの累計

### 改正後

上記について「**当分の間**」の措置とする